

別表第四十八号(第 159 条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名。記名
押印又は署名)

電話番号

登録番号

放送法施行規則第 159 条の規定により、 年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				

注 1 「発生区分」の欄は、発生の第 1 要因にチェックすること。

注 2 「発生原因」の欄は、第 1 要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。

注 3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送信設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

注5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。